

3403.19 1. グリース

潤滑油に金属せっけん、無機物その他の物品を加えて増粘した潤滑剤で、日本産業規格 K2220 に定めるちょう度の試験方法による混和ちょう度が 390 以下のものをいう。この場合、潤滑油（基油）には鉱物油のほか、合成油、動植物油等を含む。

3403.99 1. Molyslip ADF (air drying film)

本品は、淡灰色の液体で、硫化モリブデン（平均 0.4 ミクロンの粒子）及び固体けい素樹脂を溶剤（トリクロルエチレン 2 容及びミネラルスピリット 1 容から成る。）で 6 % に希釈した物品である。

本品は、織物、紙、食品等の加工機械の潤滑剤として、また、蔵置中の機械部品、工具等の腐食防止に使用される。噴霧又は塗布される対象物の表面に乾燥した固形の薄膜が形成される。

本品の主目的は、硫化モリブデン粒子による潤滑効果にあり、調製潤滑剤として本号に属する。